

安慶名地区まちづくりニュース 第15号

発行：うるま市都市計画部市街地整備課

心もからだも元気になるまち あげなげあ市場
の最新活動報告です！

[平成19年12月8日] 第7回あげなフェスタ「クリスマスライブ」！！

一生懸命、歌いましたよお



こんなまちができるんだあ

[平成20年1月10日] 第8回あげなフェスタ



まちづくりニュースの内容及びまちづくりに関するお問い合わせ・ご相談は下記までお尋ねください。
うるま市都市計画部 市街地整備課
TEL:098-965-5604(内線273) e-mail: sigaichiseibi-ka@city.uruma.lg.jp
うるま市都市計画部 市街地整備課 安慶名事務所
TEL:098-982-4203

また、今までのまちづくりニュースは、下記うるま市のHPでもご覧になれます。
<http://www.city.uruma.lg.jp/1/795.html>



Topic1

安慶名地区の補償・工事説明会を開催いたしました。

平成19年10月16日(火)18:00より、安慶名公民館におきまして、第3回目の補償・工事の今後の進め方に関する説明会を行いました。

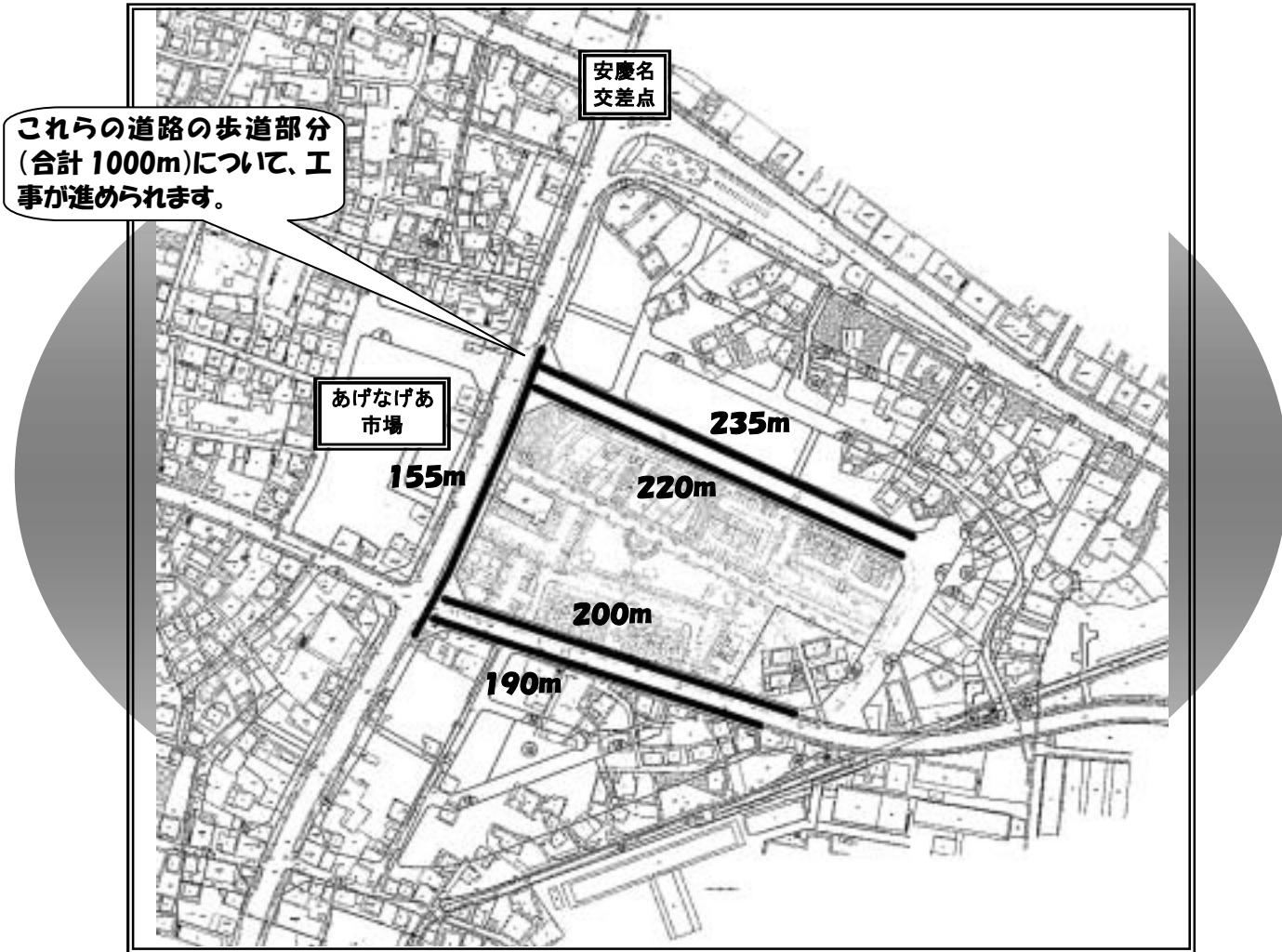
写真でご覧になれますように、皆さんの土地や建物が、また今後の工事がどうなっていくのかということについての説明が聞けるということで、たくさんの方が参加され、熱心に話を聞いておられました。

これから、平成23年度までに補償実施を予定している対象区域及び実施時期は、下図の様になっています。



道路の無電柱化(電線共同溝整備)をすすめています。

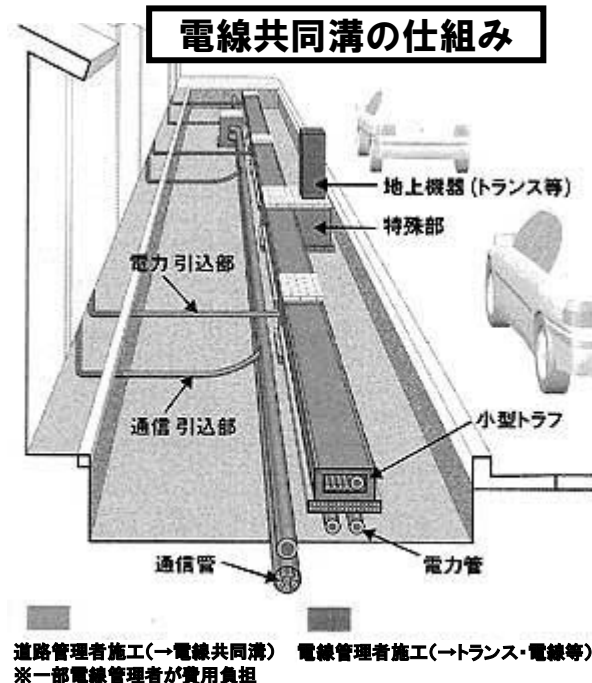
安慶名土地区画整理事業では、下に示す広幅員の道路について、電線地中化による無電柱化を計画し、電線共同溝の工事を進めています。



※ 電線共同溝とは

地中化による無電柱化では、電気や通信等の複数の事業者のケーブルを通す管を共同で歩道等の地下空間に埋設し、地上から電柱・電線を撤去します。

電線共同溝とは、この地中化を「電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年6月22日施行)」に基づき、道路管理者が整備主体となって整備するものです。



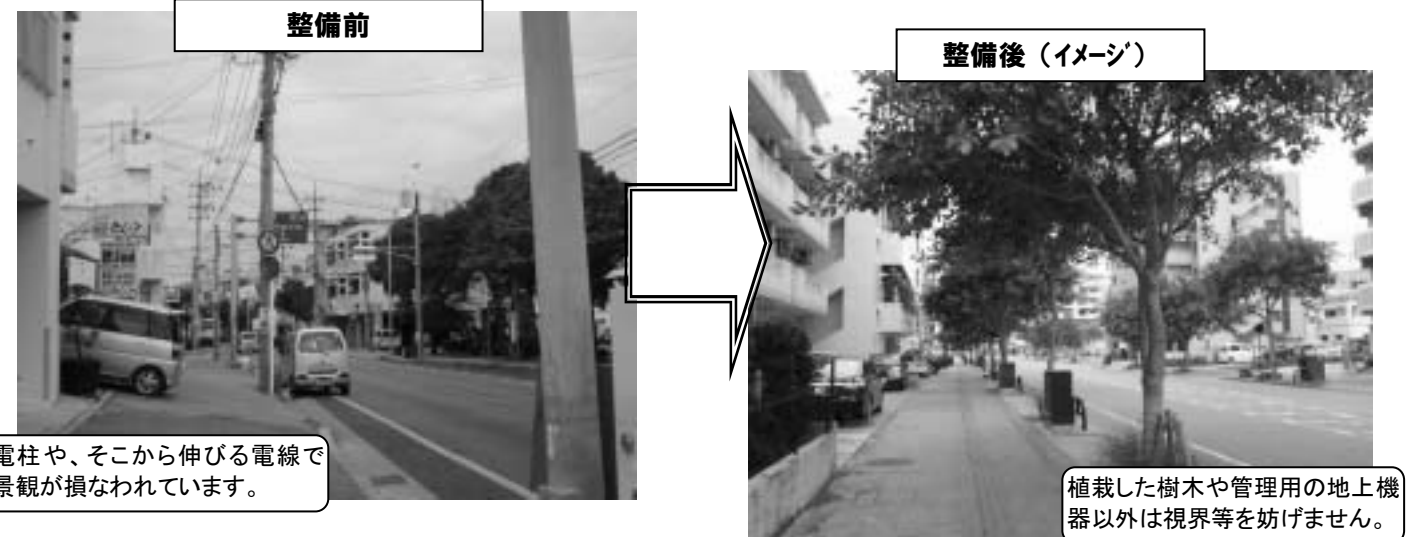
無電柱化を実施すると、こんなメリットがあります。

安全で快適な通行空間の確保ができます。

電柱や電線類がなくなると、道路の見通しが良くなり、信号機や道路標識が見やすくなるので、交通の安全性が高まります。また、歩道が広く使えるので、歩行者だけでなく乳母車や車イスの方も通りやすくなります。

街並みがスッキリきれいになります。

地上にはりめぐらされた電線類が道路の下に収められるので、スッキリとした街並みが生まれます。



台風などの災害にも強い街になります。

台風や地震といった自然災害のときに、電柱が倒れたり、電線類などの情報通信網へによる被害を減らすことができます。

こんな時(時)は連絡先を

【建築行為などの制限について】

事業施行中は、土地区画整合法第76条により、施行地区内は、建物の建築、その他の工事などの行為について、一定の制限がかかります。建物を建築するなどの計画をお持ちの方は事前にうるま市市街地整備課、安慶名事務所までご相談ください。

【権利の申告について】

地区内の土地について、所有権以外の権利で登記をしていない権利をお持ちの方や新たに所有権や所有権以外の権利を持つようになった方については、施行者に権利の内容を申告(随時受付)していただくことになっております。申告の方法の問い合わせ先や申告窓口は、うるま市市街地整備課、安慶名事務所です。

○制限のかかる工事の例

- ① 建築物や工作物の新築、改築、増築
- ② 盛土・掘削などの土地の形質の変更
- ③ 5トンを超える物件のたい積または設置

○申告が必要な権利の変動の例

- 区画整理地区内の土地について、
- 土地を分筆、又は合筆しようとするとき。
- 仮換地を分割したいとき。
- 土地を売買、相続、贈与等して名義が変わったとき。
- 土地所有者が住所、氏名等を変更したとき。